

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 6月 26日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

江上集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
認定農業者	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。

(別紙)

- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地が集積していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進している。今後も継続していく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、水路の底打ち、コスモス・シバザクラの植栽による景観形成、農地水路整備、ポンプ場等の施設整備を行っている。今後も継続していく。